

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

#### 奈良県人事委員会規則第十四号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

附則別表第二を次のように改める。

附則別表第二（附則第10項関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	4種		
1年未満	円 176,700	円 36,100	円 21,000
1年以上2年未満	176,700	36,100	18,900
2年以上3年未満	176,700	36,100	16,800
3年以上4年未満	176,700	36,100	14,700
4年以上5年未満	176,700	36,100	12,600
5年以上6年未満	176,700	36,100	10,500
6年以上7年未満	176,700	34,900	8,400
7年以上8年未満	176,700	33,600	6,300
8年以上9年未満	176,700	32,300	4,200
9年以上10年未満	176,700	31,100	2,100
10年以上11年未満	176,700	29,800	
11年以上12年未満	176,700	28,600	
12年以上13年未満	176,700	27,300	
13年以上14年未満	176,700	26,000	
14年以上15年未満	176,700	25,100	
15年以上16年未満	176,700	24,100	
16年以上17年未満	174,900	23,100	
17年以上18年未満	173,000	22,100	
18年以上19年未満	171,200	21,100	
19年以上20年未満	169,400	20,200	
20年以上21年未満	167,600	19,200	
21年以上22年未満	160,100	18,800	
22年以上23年未満	152,000	18,300	
23年以上24年未満	144,000	17,600	
24年以上25年未満	135,900	17,200	
25年以上26年未満	127,900	16,800	

26年以上27年未満	118,100	16,400	
27年以上28年未満	108,300	16,000	
28年以上29年未満	98,500	15,400	
29年以上30年未満	88,500	15,200	
30年以上31年未満	78,300	14,900	
31年以上32年未満	68,200	14,500	
32年以上33年未満	57,500	13,900	
33年以上34年未満	44,900	13,200	
34年以上35年未満	32,300	12,700	
備考			
<p>1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以降の期間を示す。</p> <p>2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。</p> <p>3 この表において、「4種」とは第2条第1項第4号の職を占める職員をいう。</p>			

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	円 416,600	円 370,400	円 310,000	円 252,400	円 51,600	円 30,000
1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	27,000
2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	24,000
3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	21,000
4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	18,000
5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	15,000
6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	49,800	12,000
7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	48,000	9,000
8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	46,200	6,000
9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	44,400	3,000
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	42,600	
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	40,800	
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	39,000	
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	37,200	
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	35,800	
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	34,400	
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	33,000	
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	31,600	
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	30,200	
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	28,800	
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	27,400	
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	26,800	
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	26,200	
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	25,200	
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	24,600	
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	24,000	

26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	23,400	
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	22,800	
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	22,000	
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	21,700	
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	21,300	
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	20,700	
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	19,800	
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	18,900	
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	18,200	

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以降の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

## 附 則

この規則は、令和六年十二月二十五日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。